

放置自転車の撤去・廃棄処分について

福知山公立大学 学生支援委員会

大学が管理する敷地内に長期間放置されている自転車に対して、10月9日に「警告札」を取り付けます。ご自身の自転車に警告札が取り付けられている場合は、警告札を自分で取り外した上で、大学敷地内に置いたままにせず、自宅・アパート等へ持ち帰ってください。「警告札」を取り付けた後、1か月を経過しても警告札が取り付けられたままの自転車については、大学が撤去し、警察への盗難登録照会を行ったうえで、一定期間保管した後、廃棄処分します。

放置自転車確認期間：9月28日～10月2日

「警告札」の取付日：10月9日

放置自転車の撤去日：11月9日

<放置自転車の廃棄処分までの流れ>

- ①放置自転車確認期間内に駐輪場等を数回写真撮影し、動いていない疑いのある自転車を特定
- ②放置自転車に「警告札」を取付
- ③1か月後、「警告札」が取り付けられたままの自転車を撤去し、保管場所へ移動
- ④警察へ盗難登録の有無を照会
- ⑤廃棄処分の対象となる自転車について、大学ホームページ及びポータルシステムで告知
- ⑥3か月間保管し、廃棄処分前に最終警告
- ⑦廃棄処分

【撤去の対象となる自転車は？】

長期間使用されていない疑いのある自転車です。放置自転車確認期間に駐輪場を数回写真撮影し、動いていない疑いのある自転車に「警告札」を取り付けます。

【通学に使用している自転車に「警告札」が取り付けられていた場合は？】

自分で取り外して自転車を使用してください。誤って「警告札」を取り付けてしまう場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【卒業等で不要になった場合、大学に撤去してもらえらるなら、学内に置いておいてもよいですか？】

放置してはいけません。不要になった自転車についても、各自の責任で適切に処分してください。

なお、卒業等により福知山を去る際に駐輪場や学内に自転車を意図的に放置した場合、廃棄物処理法第16条（投棄禁止）に違反したものとして、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科される場合があります。